

令和3年3月24日
大臣官房技術調査課
大臣官房官庁営繕部整備課
大臣官房公共事業調査室
港湾局技術企画課
航空局航空ネットワーク部空港技術課

公共工事の施工体制の点検結果を公表します！

～令和2年度公共工事の施工体制の全国一斉点検の結果～

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき、国土交通省直轄工事を対象に「公共工事の施工体制の全国一斉点検」を実施した結果、多くの工事において適切な施工体制が確保されていることが分かりましたのでお知らせします。

1. 背景

公共工事を適切に実施するためには、点検等を通じて施工体制を適正なものとするのが重要であることから、国土交通省では平成14年度から毎年直轄工事を対象に「公共工事の施工体制の全国一斉点検（以下、「一斉点検」という。）」を実施しており、令和2年度も10月から12月初旬に稼働している601件の直轄工事を対象に点検を実施しました。

また、今年度の点検においては、令和元年度の建設業法改正に基づき、過年度までの点検項目を見直して点検を実施しました。

2. 点検結果の概要

○点検（1）主任技術者・監理技術者に関する点検

監理技術者・主任技術者の専任配置について、全て適切に配置されていることを確認しました。

○点検（2）下請負人との契約や支払いに関する点検

点検した全ての工事において、元請負人が建設業許可を受けている適切な下請負人と契約していることを確認しました。一方で、下請との工事契約で、契約内容が明確でない工事が見られましたが、一括下請負（丸投げ）が疑われる工事が無いことを確認しました。

○点検（3）施工体制台帳に関する点検

点検した全ての工事において、施工体制台帳が作成されていることが確認できました。一方で、2件の工事において、施工体制台帳に添付すべき書類が不足する等の建設業法違反に該当する不備が見つかりましたが、指導を行い、既に改善していることを確認しています。

○点検（4）下請負人への点検

下請負人の主任技術者資格については、点検した全ての工事で適正な資格を保有した技術者が専任していました。元請負人と下請負人との資機材の取引については、点検した全ての工事において適正に取引されていることを確認しました。

<問合せ先>

国土交通省大臣官房技術調査課	工事監視官	栗原 和彦
TEL (03)5253-8111 (内線 22306)	直通 (03)5253-8221	FAX (03)5253-1536
国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課建築技術調整室	課長補佐	川原 昌広
TEL (03)5253-8111 (内線 23414)	直通 (03)5253-8239	FAX (03)5253-1544
国土交通省大臣官房公共事業調査室	主査	中尾 直幸
TEL (03)5253-8111 (内線 24297)	直通 (03)5253-8258	FAX (03)5253-1560
国土交通省港湾局技術企画課	課長補佐	青島 豊一
TEL (03)5253-8111 (内線 46522)	直通 (03)5253-8905	FAX (03)5253-1652
国土交通省航空局航空ネットワーク部空港技術課	課長補佐	佐溝 圭太郎
TEL (03)5253-8111 (内線 49502)	直通 (03)5253-8725	

一点検結果の概要一

1. 今年度の点検結果

(1) 点検結果の総括

- 全体で 601 件の工事を点検（調査発出時点での稼働中工事 7,179 件の約 8.4%）。{R1 : 全体で 721 件の工事（10 月 1 日時点での稼働中工事 8,216 件の約 8.7%）}
このうち低入札価格調査制度調査対象工事（以下、「低入札工事」という。）は点検時に現場施工をしている全工事 20 件（点検件数 601 件の約 3.3%）で点検を実施した。
また、重点的な監督業務を実施する工事についても優先的に点検を実施し、10 件（点検件数 601 件の約 1.6%）で点検を実施した。
- 点検を実施した結果は概ね良好であったが、建設業法違反に該当する工事が 2 件あった。（以下、建設業法違反に関する点検項目）
 - ・施工体制台帳の作成において、一部の下請負人の施工体制台帳が記載されていない。
 - ・施工体制台帳に記載すべき内容や添付する書類、再下請通知書の不備。
 - ・施工体系図の掲示が、不適切であった。
- 違反があった 2 件の工事については、受注者に改善指導を実施し、改善したことが確認されている。

(2) 点検項目別の点検概要

① 点検（1）主任技術者・監理技術者に関する点検

- 監理技術者資格者証の提示、JV の場合の配置技術者の資格要件など監理技術者や主任技術者、専門技術者の設置において、明らかな建設業法違反で許可部局への通知が必要な工事は該当がなかった。

② 点検（2）下請負人との契約や支払いに関する点検

- 下請負人の建設業許可においては、点検した全ての対象工事で適正であった。
- 当初契約時における明確な工事内容での下請契約に関する点検においては、指導事項が確認された工事が 46 件あった。
このうち、指導事項があった点検項目は、一部の下請契約で契約書などに、契約工種、工事数量が記載されているが、建設機械費又は材料費が含まれているかどうか明記されていない工事が 33 件(5.5%)、一部の下請契約で契約工種・工事数量が明記されていない部分がある工事が 6 件(1.0%)、全て又は一部の下請契約で契約工種・工事数量・機械費や材料費が含まれているか否かも明記されていない工事が、7 件(1.2%)であった。
- 変更契約時における明確な工事内容での下請契約に関する点検においては、追加工事や内容変更があった場合、契約書等により相互に署名又は記名押印している変更契約書が確認できない工事が、5 件(1.7%)あった。
- 下請代金の適正な支払いについては、概ね下請契約書に請負代金の支払い方法が記載され、その内訳が労務費相当分を現金払いとし、残りが手形期間 120 日以内となっていたが、指導事項に該当する不備が 9 件(1.5%)あった。
- 一括下請負（丸投げ）の禁止については、点検した全ての工事で元請または下請が果たすべき役割が果たされていることが確認できた。

③ 点検（３）施工体制台帳に関する点検

- 施工体制台帳については、点検した全ての工事で作成されていた。
- 施工体制台帳が作成されているが、記載内容や添付書類に不備があり、建設業法違反に該当する工事が２件あった。

【違反の内容】

建設業法違反に該当する２工事においては、以下の違反が確認された。

- ・施工体制台帳に記載すべき内容の不足。
(一部の下請負人、社会保険の加入状況、下請工事の名称・内容・工期)
 - ・施工体制台帳に添付すべき書類の不足
(発注者との契約書の写し、元請負人の配置技術者が監理技術者資格を有することを証する書面、監理技術者の雇用関係を証明できるものの写し)
 - ・施工体系図が進行中の工事にあっていない
- 建設業許可票の掲示については、点検した全ての工事において、発注者から直接請負った工事であり、元請負人の建設業許可の掲示が確認できた。

④ 点検（４）下請負人への点検

- 下請負人の主任技術者の資格では、点検した全ての工事で適正な資格を保有した技術者が専任されていた。
- 契約に関する元請負人と下請負人の取引の適正化では、下請負人が把握されている工事では全ての工事で注文者が自己の取引上地位を不当に利用していないことが確認できた。
- 資機材の取引に関する契約においても、建設業法違反に該当する工事はなかった。

(3) 継続的な改善がある調査項目

① 監理技術者資格者証及び修了証

監理技術者資格者証の点検については、令和元年度の建設業法改正により新たに技士補の配置制度が創設されたことを受け、技士補の確認も行った。今年度の点検では、技士補が専任されている工事がなかったが、点検した全ての工事で適正な監理技術者であることが確認された。

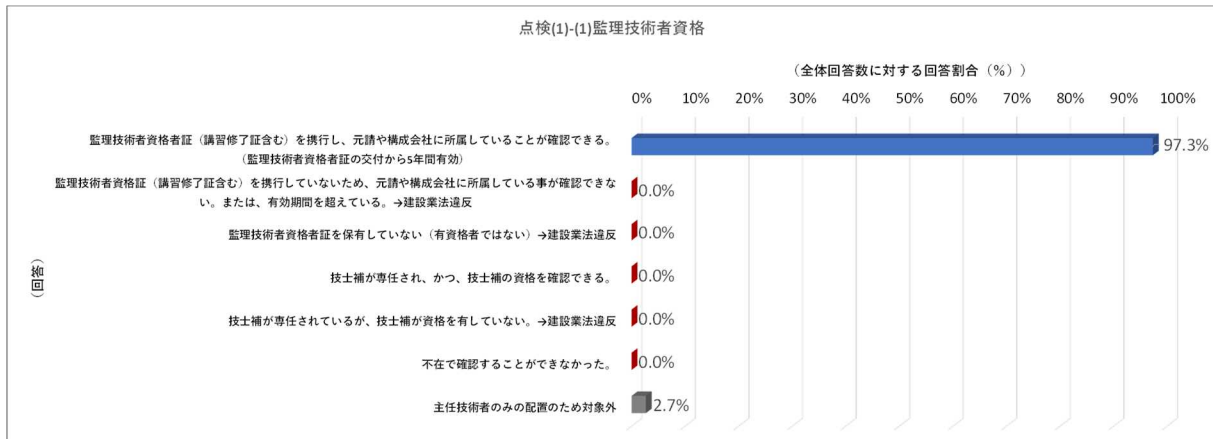


図1 監理技術者資格及び技士補の資格に関する点検結果

② 下請負人の建設業許可

下請負人の建設業許可については、令和2年度において、点検した全ての工事で建設業許可が適切であることが確認された。

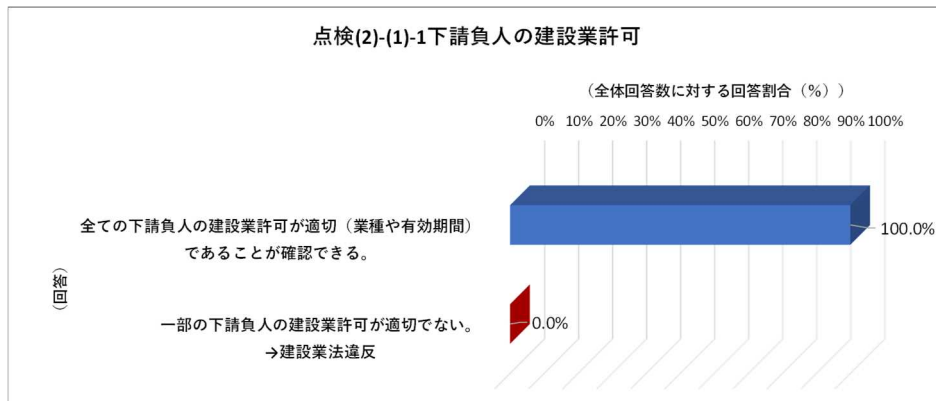


図2 下請負人の建設業許可に関する点検結果

③ 施工体制台帳の作成

施工体制台帳については、点検した全ての工事で作成されていることが確認された。

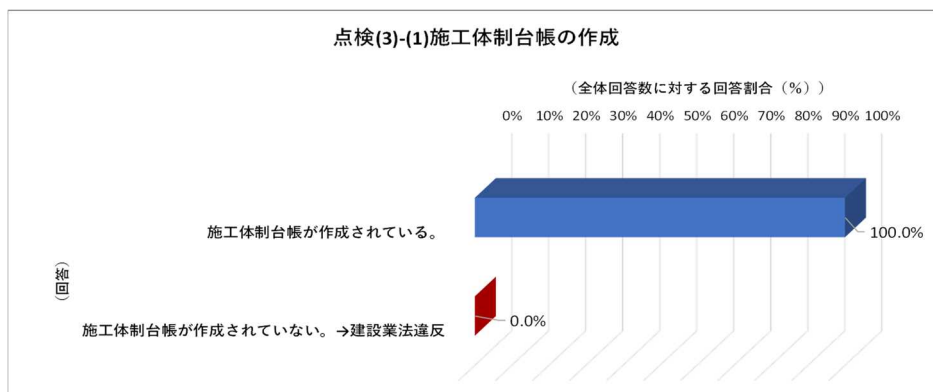


図3 施工体制台帳の作成に関する点検結果

④ 下請負人の主任技術者の資格

下請負人の主任技術者の資格については、建設業法違反に該当する工事はなかった。

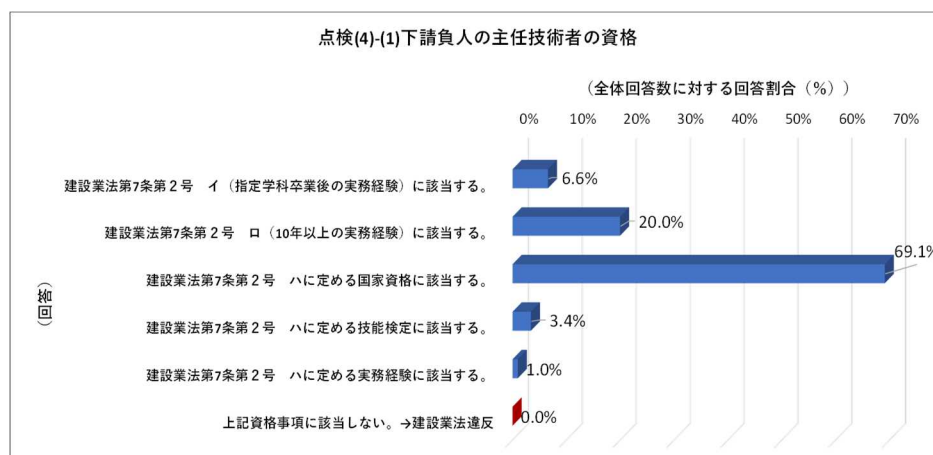


図4 下請負人の主任技術者の資格に関する点検結果

2. 下請負人との契約や施工体制台帳の備え付けに関する点検結果

① 明確な工事内容での下請契約

改善すべき事項のあった工事において特に多かったのが建設機械費の不明記であった。

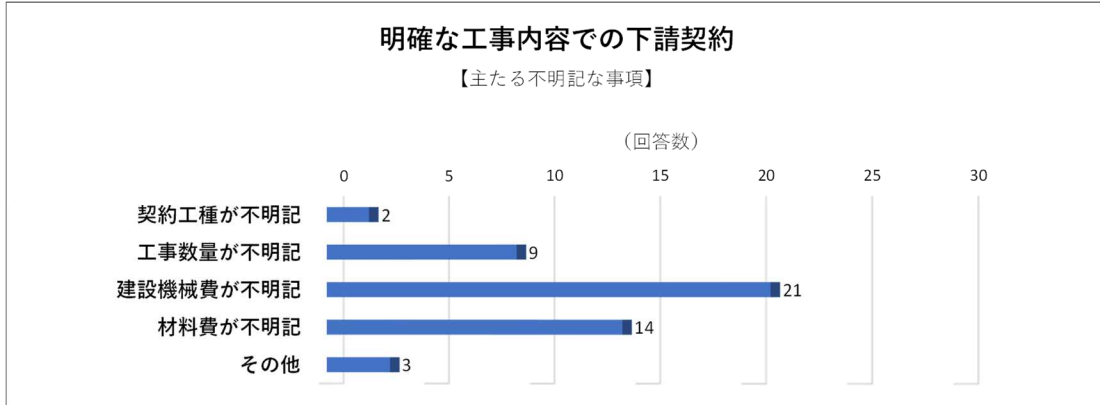


図6 明確な工事内容での下請契約における不備内容

これら不備の主な理由は「元請下請の相互理解としての不明記」が最も多かった。

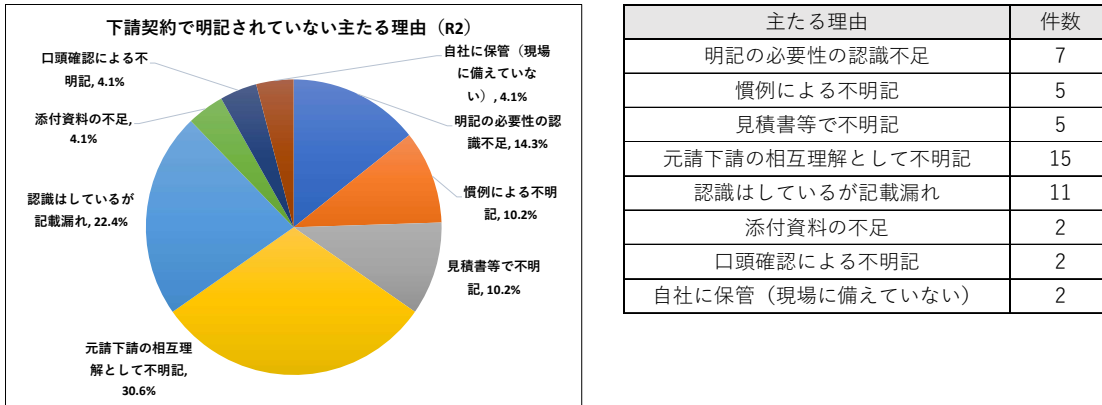


図7 明確な工事内容での下請契約における不備の理由

② 施工体制台帳の備え付け

施工体制台帳に関する不備内容は以下となった。「台帳の記載不足」は今年度該当なかったが、「添付資料不足」で、不備があった。

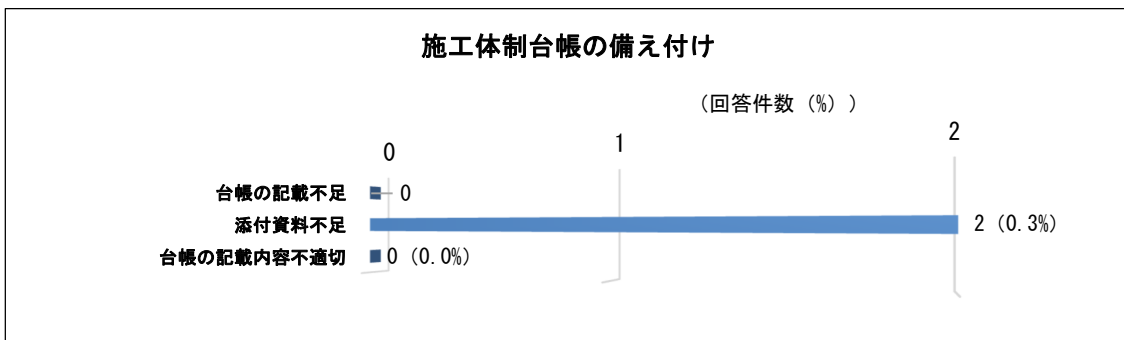


図8 施工体制台帳の備え付け

これらの不備が生じた主な理由としては「必要性は認識しているが、整理不足」であった。

③ 請負代金の適切な支払い

点検件数(597件)のうち、以下のとおり9件の不備があった。

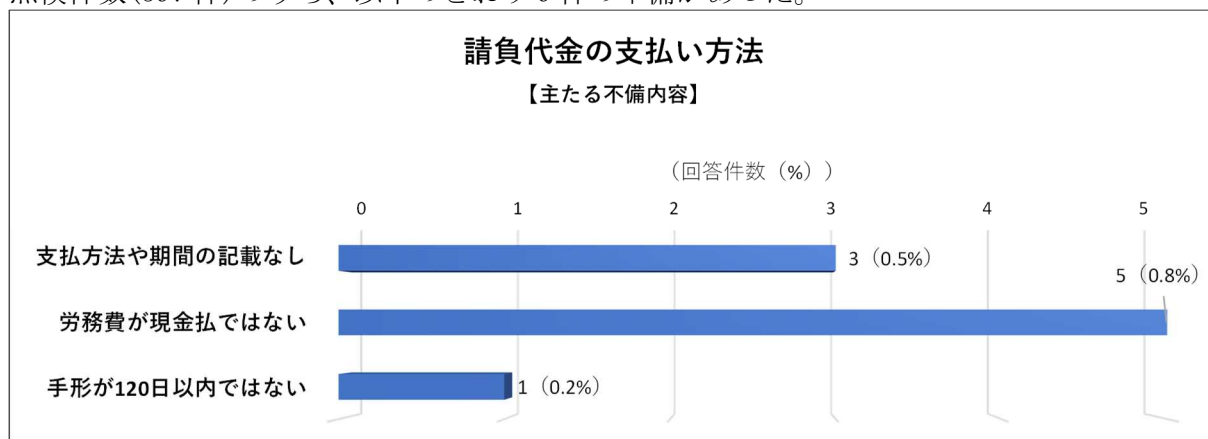


図 10 請負代金の支払い方法における不備内容

これらの不備が生じた主な理由としては「認識不足」の回答が約 8 割(75%)を占めた。

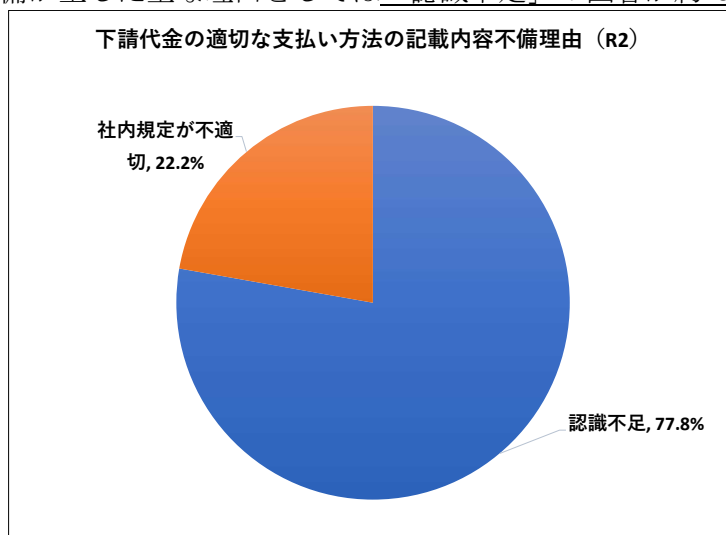


図 11 下請代金の適切な支払い方法の記載内容における不備の理由

参考資料

令和2年度 公共工事の施工体制に関する全国一斉点検結果について (参考資料)

1. 点検の目的

公共工事を適切に施工するためには、受注者による適正な施工体制の確保が重要であることから、建設業法では施工体制台帳及び施工体系図の作成等が義務づけられているところです。また、平成13年4月施行の「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「適正化法」という。）では、適正な施工体制の確保がより一層求められるとともに、平成17年4月施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」においても、附帯決議の中で「施工体制の適正化を図るため、工程表及び施工体制台帳の発注者に対する提示が徹底されるように努める」ことが盛り込まれています。

このため、国土交通省では、施工体制の点検要領等を定め、各工事を担当する監督職員によって日頃から施工体制の点検を行っているところですが、適正化法等の趣旨を一層徹底するため、平成14年度から監督職員以外の職員による「施工体制に関する全国一斉点検」を実施しており、今年度の実施結果を以下のようにとりまとめました。

2. 国土交通省直轄工事における実施方法

(1) 点検期間

令和2年10月から12月初旬を全国一斉点検期間とし、抜き打ちで点検を実施しました。

(2) 対象工事

請負金額が3,500万円以上の工事（建築工事においては、7,000万円）以上の工事。なお、平成28年5月31日以前に契約を締結した工事においては2,500万円（建築工事においては5,000万円）以上で稼働中の工事。

特に低入札価格調査制度調査対象工事及びこれに準じて重点的な監督業務を実施する工事（以下「低入札工事等」という。）に重点をおいて点検を行いました。（低入札工事等以外の工事を「一般工事」とする。）

		計	601件（稼働中工事7,179件の約8.3%）
内 訳	一般工事		571件（点検件数601件の約95.0%）
	低入札 工事等	低入札工事	20件（点検件数601件の約3.3%）
		それに準じて重点的な 監督業務を実施する工事	10件（点検件数601件の約1.7%）

(3) 点検内容

建設業法及び適正化法に定める監理技術者等の資格及び配置、施工体制台帳の備え付け状況等の項目と下請契約に関する項目を、元請業者に対する点検項目としました。また、元請業者が下請業者に対して「不当に低い下請負代金での契約」や「不当な使用資材等の購入強制」等を行っていないかについて確認するため、請負額3,500万円以上（平成28年5月31日以前に契約を締結した工事においては2,500万円以上）の下請業者の主任技術者にヒアリングを実施しました。

さらに、今年度は、令和元年度の建設業法改正に伴い、監理技術者補佐や専門工事に関する事項等の点検項目を追加し、実施要領及び調査要領を見直しました。

点検項目（赤字：令和元年度の建設業法改正に関する事項）

点検（１）

1. 監理技術者等の配置に関する点検

(1) 元請の監理技術者資格

（建設業法第 26 条、同条第 4 項等）

(2) 「元請が J V の場合の幹事会社以外の配置技術者」の資格

(3) 「元請が J V の場合の幹事会社以外の主任技術者または監理技術者」の専任

(4) 専門技術者の設置（建設業法第 26 条の 2）

点検（２）

2. 下請契約に関する点検

(1) 下請負人の建設業許可（建設業法第 3 条）

(2) 下請契約（当初契約及び変更契約）（建設業法第 18, 19, 20 条）

(3) 下請代金の適切な支払い（建設業法第 19 条）

(4) 一括下請負（丸投げ）の禁止

点検（３）

3. 施工体制台帳の備え付けに関する点検

(1) 施工体制的的確な把握（建設業法第 24 条の 8）

(2) 施工体制台帳の作成範囲（建設業法第 24 条の 8）

(3) 施工体制台帳の記載内容と添付書類（建設業法第 24 条の 8）

(4) 施工体制台帳の記載事項及び再下請通知を行う事項の追加

(5) 再下請通知書（建設業法第 24 条の 8）

(6) 施工体系図の掲示（建設業法第 24 条の 8）

(7) 建設業許可票の掲示（建設業法第 40 条）

点検（４）

4. 下請負人の点検

(1) 下請負人の主任技術者の資格（建設業法第 26 条同第 3 項）

(2) 下請負人の主任技術者の専任（特定専門工事）（建設業法第 26 条の 2）

(3) 下請負人の主任技術者の専任（特定専門工事以外）（建設業法第 26 条同第 3 項）

(4) 取引の適正化（契約）（建設業法第 18 条, 19 条の 3）

(5) 取引の適正化（資機材）（建設業法第 19 条の 4）

（４）点検方法

点検は、独立性を保持する観点から原則として工事監督職員以外（営繕工事においては、事務所の課長以上）により実施しました。点検にあたっては、主任監督員の立会のもとで、抜き打ちで各工事現場に立ち入り、受注者に関係資料の提示等を求めています。

3. 国土交通省直轄工事の点検結果

点検（１）

（１）監理技術者等の配置に関する点検

本点検項目について、明らかな建設業法違反で許可部局への通知が必要な工事は 0 件でした。点検日当日、601 件のうち、主任技術者のみの配置のため対象外の工事が 16 件（2.7%）でした。それ以外の工事は、全て適正に監理技術者資格者証を携行し、元請などに所属していることが確認できました。

(2) 「元請がJVの場合の幹事会社以外の配置技術者」の資格

本点検項目について、建設業法の違反は該当がなく、点検した全ての工事で適正な技術者が配置されていることが確認できました。

(3) 「元請がJVの場合の幹事会社以外の主任技術者または監理技術者」の専任

本点検項目について、建設業法の違反は該当がなく、点検した全ての工事で適正な技術者が専任されていることが確認できました。

(4) 専門技術者の設置

本点検項目について、建設業法の違反は該当がありませんでした。

点検 (2)

(1) 下請負人の建設業許可

本点検項目について、点検した全ての工事で建設業許可が適切であることが確認できました。

(2) 下請契約 (当初契約及び変更契約)

本点検項目は、過年度までは当初契約による内容としていましたが、今年度からは当初契約に加えて、変更契約内容についても点検を実施しています。

明確な工事内容での下請契約 (当初契約) については、598 件のうち 546 件 (91.3%) が契約書等に、契約工種・工事数量が記載され、建設機械費及び材料費が含まれていることが確認できました。一方で、下請との契約書等に不備が見られる工事が 46 件 (7.7%) でした。

変更契約に関する下請との契約については、対象となる 303 件のうち 5 件 (1.7%) が「追加工事や内容変更があった場合、契約書等により相互に署名又は記名押印している変更契約書等が確認できない」に該当しました。

また、下請契約で明記されていない主たるものについては、「建設機械費 (42.9%)」、「材料費 (28.6%)」、「工事数量 (18.4%)」で約 9 割を占めました。

明記されていない主たる理由としては、「元請下請の相互理解としての不明記 (30.6%)」と「認識はしているが記載漏れ (22.4%)」2 つで半数以上でした。

(3) 下請代金の適切な支払い

本点検項目について、点検した 597 件のうち 9 件 (1.5%) が「労務費相当分を現金払いとしていない、または、手形期間が 120 日以内となっていない。」と「一部または、全ての下請契約書で、請負代金の支払い方法や時期が記載されていない。」となっていました。

下請代金の支払い方法の記載内容不備の主な理由は「認識不足 (77.8%)」と「社内規定が不適切 (22.2%)」でした。

(4) 一括下請負 (丸投げ) の禁止

本点検項目について、点検した全ての工事で、元請または下請が果たすべき役割が果たされていることが確認できました。

点検 (3)

(1) 施工体制の的確な把握

本点検項目について、点検した全ての工事で施工体制台帳が作成されていることが確認できました。

(2) 施工体制台帳の作成範囲

本点検項目について、点検した 599 件のうち、1 件 (0.2%) が、「建設業法で求められている、一部の下請負人の施工体制台帳が記載されていない。」の建設業法違反に該当しました。

(3) 施工体制台帳の記載内容と添付書類

本点検項目について、記載内容に関する元請負人に関する事項については、点検した全ての

工事で適正に作成され、必要な事項が記載されていることが確認できました。

一方で、下請負人に関する事項については、「社会保険の加入状況」、「下請契約した工事の名称・内容・工期」に関して不備がありました。添付すべき書類に関する事項については、「発注者との契約書の写し」「元請負人の配置技術者が監理技術者資格を有することを証する書面」などで不備がありました。

(4) 施工体制台帳の記載事項及び再下請通知を行う事項の追加

本点検項目について、令和元年度の建設業法の改正に伴い、施工体制台帳の記載事項及び再下請通知を行う事項の追加が必要となりました。追加記載事項については、対象工事全てが適正に記載されていることが確認できました。

(5) 再下請通知書

本点検項目について、再下請通知書の内容として「社会保険の加入状況（1件）」不備がありました。

(6) 施工体系図の掲示

本点検項目について、「現場内かつ公衆の見やすい場所」に掲示されてはいるが、施工体系図が進行中の工事に合っていない（現場の状況に応じた変更がなされていない）内容であった建設業法違反の工事が1件該当しました。

(7) 建設業許可票の掲示

本点検項目について、点検した全ての工事で「発注者から請け負った工事であり、元請負人の建設業許可の掲示」が確認できました。

点検（4）

(1) 下請負人の主任技術者の資格

本点検項目について、点検した全ての工事 411 件で主任技術者の資格を有していることが確認できました。

(2) 下請負人の主任技術者の専任（特定専門工事）

本点検項目について、対象となった工事 89 件で下請負人の主任技術者が適正な専任となっていたことが確認できました。

(3) 下請負人の主任技術者の専任（特定専門工事以外）

本点検項目について、対象となった工事 388 件で建設業法違反に該当する工事はありませんでした。

(4) 取引の適正化（契約）

本点検項目について、点検した工事の約 98.8%が「工事に使用する資材または機械器具を指定され購入されることはなかった。」ことが確認できました。残り約 1.2%の工事では、「(契約について) 把握していない。」の回答でした。

(5) 取引の適正化（資機材）

本点検項目について、点検した工事の約 98.5%が「工事に使用する資材等の購入先を指定され購入させられることはなかった。」ことが確認できました。残り約 1.5%の工事では、「(使用資材の購入について) わからない。」の回答でした。

点検（１）集計結果

点検項目	回答内容	回答番号	通知区分	合計	
(1) 監理技術者資格	監理技術者資格者証及び修了証（監理技術者の職務を補佐する者を専任配置、または、監理技術者の職務を補佐する者を専任配置している場合）	監理技術者資格者証（講習修了証含む）を携行し、元請や構成会社に所属していることが確認できる。（監理技術者資格者証の交付から5年間有効）	1		585
		監理技術者資格証（講習修了証含む）を携行していないため、元請や構成会社に所属している事が確認できない。または、有効期間を超えている。→建設業法違反	2	指導→通知	0
		監理技術者資格者証を保有していない（有資格者ではない）→建設業法違反	3	通知	0
		技士補が専任され、かつ、技士補の資格を確認できる。	4		0
		技士補が専任されているが、技士補が資格を有していない。→建設業法違反	5	通知	0
		不在で確認することができなかった。	6		0
		主任技術者のみの配置のため対象外	7	対象外	16
					601
(2) 元請負人がJVの幹事会社（スポンサー）以外の配置技術者の資格	元請負人がJVの場合で幹事会社以外の配置技術者の資格	建設業法第7条 第2号 イ（指定学科卒業後の実務経験）に該当する者	1		3
		建設業法第7条 第2号 ロ（10年以上の実務経験）に該当する者	2		0
		建設業法第7条 第2号 ハに定める国家資格に該当する者	3		22
		建設業法第7条 第2号 ハに定める技能検定に該当する者	4		0
		建設業法第7条 第2号 ハに定める実務経験に該当する者	5		0
		無資格（上記1～5に該当しない）→建設業法違反	6	通知	0
					25
(3) 元請負人がJVの幹事会社（スポンサー）以外の主任技術者または、監理技術者の専任	監理技術者（技士補）または主任技術者の専任	主任技術者及び監理技術者を専任すべき工事で、従前通りどちらかを専任している	1		24
		主任技術者及び監理技術者を専任すべき工事で専任していない場合→建設業法違反	2	通知	0
		監理技術者を専任すべき工事で、監理技術者または技士補の資格を有する技術者が適正に配置されている。	3		1
		監理技術者を専任すべき工事で、監理技術者または技士補の資格を有しない技術者が配置されている。→建設業法違反	4	通知	0
		特別な理由により不在の場合（※1）	5		0
		非専任（兼任）で良い場合（※2） ①経常JVで、請負金額が営繕1億5,000万円未満、その他7,500万円未満の場合 ②密接な関係のある10km程度以内の2つの工事の場合 ③地域維持型JVかつ共同施工方式の場合	6		0
					25
(4) 専門技術者の設置	専門技術者の設置	元請として配置する一式工事の主任技術者又は監理技術者が、その専門工事に関する主任技術者の資格を有しているため、その者が専門技術者も兼ねている。	1		54
		元請として配置する一式工事の主任技術者又は監理技術者とは別に、同じ会社の中でその専門工事に関する主任技術者の資格を持っている者を専門技術者として配置している。	2		5
		その専門工事について建設業の許可を受けている専門工事業者に下請けしている。	3		136
		上記1～3のどれにも当てはまらない。→建設業法違反	4	通知	0
		専門工事が含まれていない。（対象外）	5	対象外	398
					593

点検（２）集計結果

点検項目	回答内容	通知区分	合計
(1) 下請負人の建設業許可	全ての下請負人の建設業許可が適切（業種や有効期間）であることが確認できる。		597
	一部の下請負人の建設業許可が適切でない。→建設業法違反	通知	0
			597
(2) 下請契約（当初契約及び変更契約）	全ての下請契約で契約書等に、契約工種、工事数量が記載され、建設機械費及び材料費が含まれているか明記されていることが確認できる。		546
	一部の下請契約で契約書等に、契約工種、工事数量が記載されているが、建設機械費又は材料費が含まれているかどうか明記されていない。	指導事項等	33
	一部の下請契約で契約書等に、建設機械費又は材料費が含まれているかどうか明記されているが、契約工種、工事数量が明記されていない（一式契約の工種が含まれる）部分がある。	指導事項等	6
	全て又は一部の下請契約で契約書等に、契約工種、工事数量が明記されていない（一式契約の工種がある）部分があり、機械費又は材料費が含まれているか否かも明記されていない。	指導事項等	7
	対象外（注文者が建設機械及び材料を支給していないため。）	対象外	6
			598
	追加工事や内容変更があった場合、契約書等により相互に署名又は記名押印している変更契約書等が確認できる。		298
	追加工事や内容変更があった場合、契約書等により相互に署名又は記名押印している変更契約書等が確認できない。	指導事項等	5
	対象外（追加工事や内容変更に該当しない）	対象外	293
			596
下請契約で明記されていない主たるもの	契約工種		2
	工事数量		9
	建設機械費		21
	材料費		14
	その他		3
			49
明記されていない主たる理由	明記の必要性の認識不足		7
	慣例による不明記		5
	見積書等で不明記		5
	元請下請の相互理解として不明記		15
	認識はしているが記載漏れ		11
	添付資料の不足		2
	口頭確認による不明記		2
	自社に保管（現場に備えていない）		2
			49
(3) 下請代金の適切な支払い	全ての下請契約書で、請負代金の支払い方法が記載され、その内訳が労務費相当分を現金払いとし、残りが手形期間120日以内となっている。		588
	一部または、全ての下請契約書で、請負代金の支払い方法が記載されているが、その内訳が労務費相当分を現金払いとしていない、または、手形期間が120日以内となっていない。	指導事項等	5
	一部または、全ての下請契約書で、請負代金の支払い方法や時期が記載されていない。	指導事項等	4
			597
	下請代金の支払い方法の記載内容	下請代金の支払い方法や時期の記載なし。	3
	労務費相当分が現金払いではない。	5	
	手形期間が120日以内ではない。	1	
		9	
	下請代金の支払い方法の記載内容不備の主な理由	認識不足	7
	社内規定が不適切	2	
	9		
(4) 一括下請負（丸投げ）の禁止	元請または下請が果たすべき役割が果たされていることが確認できる。（施工計画の作成、工程・品質・安全管理等や技術的指導を実施しているか否か）		597
	元請または下請が果たすべき役割が果たされていることが確認できない。（実質的な関与が確認できない） →建設業法違反の恐れがあり下請けへの確認を実施する等、適切な対応をする	違反の恐れあり	0
			597

点検（3）集計結果①

点検項目	回答内容	回答番	通知区分	合計	
(1) 施工体制的 確な把握	施工体制台帳の作成	施工体制台帳が作成されている。	1		599
		施工体制台帳が作成されていない。→建設業法違反	2	通知	0
					599
(2) 施工体制台帳 の作成範囲	施工体制台帳の作成範囲	全ての下請負人の施工体制台帳が記載されている。	1		598
		建設業法で求められている、一部の下請負人の施工体制台帳が記載されていない。→建設業法違反	2	通知	1
		仕様書等により求められている、一部の下請負人の施工体制台帳が記載されていない。	3		0
					599
(3) 記載 内容と添 付書類	施工体制台帳に記載すべき 内容 【元請負人に関する事項】	建設業許可の内容 ※全ての業種	○		599
			×	通知	0
					599
		社会保険の加入状況	○		599
			×	通知	0
					599
		建設工事の名称・内容・工期	○		599
			×	通知	0
					599
		発注者との契約内容（発注者の商号、契約年月日等）	○		599
			×	通知	0
					599
		発注者が置く監督員の氏名等	○		599
			×	通知	0
					599
		元請業者が置く現場代理人の氏名等	○		599
			×	通知	0
					599
		配置技術者の氏名、資格内容、専任・非専任の別	○		599
			×	通知	0
			599		
外国人技能実習生・外国人建設就労者・一号特定技能外国人の従事の状	○		524		
	×	通知	0		
			524		

点検（3）集計結果②

点検項目	回答内容	回答番号	通知区分	合計		
(3) 記載内容と添付書類	施工体制台帳に記載すべき内容 【下請負人に関する事項】	建設業許可の内容 ※請け負った工事に係る許可業種	○		597	
			×	通知	0	
					597	
		社会保険の加入状況	○		596	
		上記での建設業法違反	×	通知	1	
					597	
		下請契約した工事の名称・内容・工期	○		596	
		上記での建設業法違反	×	通知	1	
					597	
		下請契約の締結年月日	○		597	
			×	通知	0	
					597	
		現場代理人の氏名等	○		595	
			×	通知	0	
					595	
		主任技術者の氏名、資格内容、専任・非専任の別	○		596	
			×	通知	0	
					596	
(3) 記載内容と添付書類	施工体制台帳に添付すべき書類 【元請負人・下請負人に関する事項】	発注者との契約書の写し	○		597	
		上記での建設業法違反	×	通知	1	
					598	
		下請負人が注文者との間で締結した契約書の写し (注文・請書及び基本契約書又は約款等の写し)	○		598	
		上記での建設業法違反	×	通知	0	
					598	
		元請負人の配置技術者が監理技術者資格を有することを証する書面 (現場配置の専任を要する工事のときは、監理技術者資格者証の写しに限る)	○		595	
		上記での建設業法違反	×	通知	1	
					596	
		専門技術者等を配置した場合は、その者の資格を証明できるものの写し (国家資格等の技術検定合格証明書等の写し)	○		331	
		上記での建設業法違反	×	通知	0	
					331	
		監理技術者の雇用関係を証明できるものの写し(健康保険証等の写し)	○		597	
		上記での建設業法違反	×	通知	1	
					598	
		施工体制台帳の備え付け不備内容	施工体制台帳の記載不足	1		0
			添付資料の不足	2		2
			施工体制台帳の記載内容が不適切	3		0
				2		
備え付け不備理由	必要性は認識しているが、整理不足	1		2		
	必要性を認識していない	2		0		
	その他	3		0		
				2		

点検（3）集計結果③

点検項目	回答内容	回答番号	通知区分	合計
(4) 施工 体制台帳 の記載事 項及び再 下請通知 を行う事 項の追加	【追加記載事項について以 下の項目が記載されている か確認】			
	監理技術者を補佐する者について、氏名及び保有資格	○		6
		×	通知	0
	上記対象外の工事	該当しない	対象外	15
				21
	氏名、生年月日及び年齢	○		4
		×	通知	0
				4
	職種・社会保険の加入状況	○		4
		×	通知	0
				4
	中退共又は建退共への加入の有無	○		4
		×	通知	0
				4
	安全衛生に関する教育を受けているときは、その内容	○		4
		×	通知	0
				4
	建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格 (工事に従事する者が希望しない場合は、記載を要しない)	○		4
		×	通知	0
				4
	外国人技能実習生・外国人建設就労者・一号特定技能外国人の従事 の状況	○		2
	×	通知	0	
			2	

点検（3）集計結果④

点検項目	回答内容	回答番	通知区分	合計	
(5) 再下請通知書	再下請負通知書の内容	上記参考①～⑤まで全ての事項が確認できる。	1		509
		上記参考①～⑤のうち、どれかひとつでも書類に不備または提出されていない。→建設業法違反	2	通知	1
					510
	再下請負通知書の内容	①自社に関する事項	①		0
		②自社が注文者と締結した請負契約に関する事項	②		0
		③自社が再下請負人と締結した請負契約に関する事項	③		0
		④社会保険の加入状況（健康保険・厚生年金保険・雇用保険）	④		1
⑤外国人建設就労者の従事状況		⑤		0	
				1	
(6) 施工体系図の掲示	施工体系図の掲示	「現場内かつ公衆の見やすい場所」に掲示されている。	1		593
		「現場内かつ公衆の見やすい場所」に掲示されているが、施工体系図が進行中の工事に合っていない（変更されていない）内容であった。→建設業法違反	2	通知	1
		「現場内かつ公衆の見やすい場所」に掲示されていないが、施工体系図が進行中の工事に合っている（変更されている）内容であった。→建設業法違反	3	通知	0
		「現場内かつ公衆の見やすい場所」に掲示されていない。→建設業法違反	4	通知	0
		特別な事由により掲示していない。	5		4
					598
(7) 建設業許可票の掲示	建設業許可票の掲示	発注者から直接請け負った工事であり、元請負人の建設業許可の掲示が確認できる。	1		600
		発注者から直接請け負った工事であり、元請負人の一部（JV3社のうち2社など）の建設業許可の掲示が確認できる。→建設業法違反	2	通知	0
		発注者から直接請け負った工事であるが、元請負人の建設業許可の掲示が確認できない。→建設業法違反	3	通知	0
					600

点検（４）集計結果

点検項目	回答内容	回答番号	通知区分	合計	
(1) 技術者の資格	下請負人の主任技術者の資格	建設業法第7条第2号 イ（指定学科卒業後の実務経験）に該当する。	1		27
		建設業法第7条第2号 ロ（10年以上の実務経験）に該当する。	2		82
		建設業法第7条第2号 ハに定める国家資格に該当する。	3		284
		建設業法第7条第2号 ハに定める技能検定に該当する。	4		14
		建設業法第7条第2号 ハに定める実務経験に該当する。	5		4
		上記資格事項に該当しない。→建設業法違反	6	通知	0
				411	
(2) 下請負人の主任技術者の専任（特定専門工事）	下請負人の主任技術者の専任	元請人が注文者の書面による承諾を得て、下請人と書面での合意のもと、元請人の主任技術者が下請人の主任技術者の職務を行うものとしている。	1		33
		元請人の主任技術者が下請人の主任技術者の職務を行うものとしているが、注文者の書面による承諾を得ていない。→建設業法違反	2	通知	0
		元請人の主任技術者が下請人の主任技術者の職務を行うものとしているが、元請人と下請人が書面による合意をしていない。→建設業法違反	3	通知	0
		その専門工事について建設業の許可を受けている専門工事業者に下請けし、主任技術者を従来通り配置している。	4		56
		その専門工事について建設業の許可を受けている専門工事業者に下請けをおこなっているが、下請けの主任技術者が資格条件を満足していない。→建設業法違反	5	通知	0
				89	
(3) 下請負人の主任技術者の専任（特定専門工事以外）	下請負人の主任技術者の専任	専任すべき工事で、専任している。	1		376
		専任すべき工事で、専任していない。→建設業法違反	2	通知	0
		元請負人の主任または監理技術者が、“承知している不在”での未確認。	3		10
		元請負人の主任または監理技術者が、“承知していない不在”での未確認。	4		0
		発注者了承のもと、複数現場での専任が認められている工事である。	5		2
				388	
(4) 取引の適正化（契約）		注文者が自己の取引上の地位を不当に利用していない。	1		400
		注文者が自己の取引上の地位を不当に利用した。→建設業法違反	2	通知	0
		把握していない。	3		5
				405	
(5) 取引の適正化（資機材）	不当な使用資材等の購入強制①	工事に使用する資材または機械器具を指定され購入させられることはなかった。	1		400
		工事に使用する資材または機械器具を指定され利益を害された。→建設業法違反	2	通知	0
		わからない。	3		5
				405	
(5) 取引の適正化（資機材）	不当な使用資材等の購入強制②	工事に使用する資材等の購入先を指定され購入させられることはなかった。	1		398
		工事に使用する資材等の購入先を指定され利益を害された。→建設業法違反	2	通知	0
		わからない。	3		6